



発行  
東京都

目次

67

条 例

○東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例………（議政局）…

条例のあらまし

●東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第八八号）

- 一 政務活動費の用途の透明性を高めるため、領収書等における人件費の額を、閲覧及びインターネットの利用による公表の対象に追加します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

●東京都条例第八十八号

東京都知事 小 池 百合子

（東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

東京都政務活動費の交付に関する条例（平成十三年東京都条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「掲げる情報」の下に「（別表に定める人件費に係る金額を除く。）」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日以後に交付の決定があつた政務活動費について適用し、同日前に交付の決定があつた政務活動費については、なお従前の例による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001



リサイクル適性